

◇重要なお知らせ

令和6年12月2日以降

各種保険が発行している現行の保険証の

新規発行は終了します。

(対象保険例)

国民健康保険，後期高齢者医療制度

健康保険協会，健康保険組合 e t c . . .

医療機関等を受診の際は、マイナ
ンバーカードをご利用ください。

※ただし、12月2日以降も既に発行済の
保険証は、有効期限に達するまでは**引き続
き使用していただけます。**

有 | 国民健康保険証
効 | 令和7年7月31日まで
期 | -----
限 | 後期高齢者医療保険証
 | 令和7年7月31日まで

その他の保険が発行している保険証については、発行元にお尋ねください。

○マイナ保険証とは？

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると

きにマイナ保険証と称しています。 (裏面あり)

○マイナ保険証への移行の流れは？

ご安心ください！

マイナ保険証がない人 ➡ 資格確認書を発行します。

マイナ保険証がある人 ➡ マイナ保険証での受診が基本となります。

○資格確認書はいつ発行するの？

使用されている保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証の利用登録をされていない方に対しては、自動的に送付させていただきます。

○資格確認書とは？

現行の保険証と同様、医療機関の窓口で提示することで、ご自身の負担割合に応じた自己負担額で医療を受けることができるものです。

※里庄町国民健康保険においては、名称（国民健康保険証→資格確認書）以外は全てそのままとする予定です。

保険によって内容が異なる場合もありますので、詳しくは加入している保険の発行元にお尋ねください。

次回第2号 マイナ保険証のメリットについて（10月配布予定）